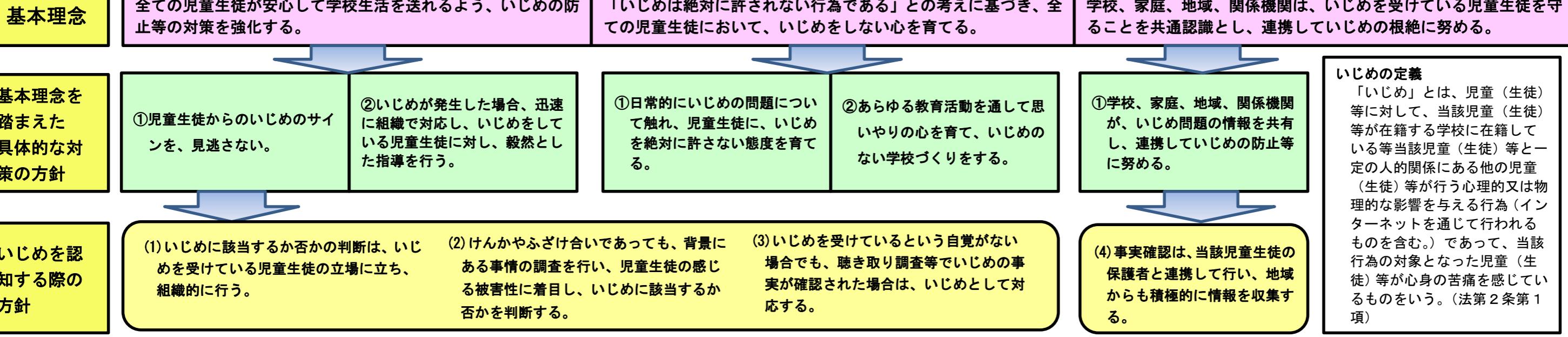


はじめに（策定の目的）

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害するだけでなく、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、基本的人権を侵害するものである。川越市は、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することを目的として「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、いじめの防止等のための基本理念を明らかにするとともに、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進する。

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方



第2章 いじめの防止等のための組織体制

- 1 川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会
- 2 川越市いじめ問題対策委員会

第3章 いじめの防止等のための施策

- 市
の
取
組**
- 1 学校支援のための取組
 - (1)市の事業としての取組
 - ①インターネット上のいじめの防止への支援
 - ②いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備推進に係る支援
 - ③相談体制の整備に向けた取組
 - (2)学校支援に係るその他の取組
 - ①いじめの早期発見
 - ②インターネット上のいじめの防止
 - ③相談体制の整備と相談窓口の周知
 - ④教職員の指導力向上
 - ⑤児童生徒が自らいじめの問題について考え、いじめに正面から向き合う主体的な取組への支援
 - ⑥学校との緊密な連携
 - ⑦学力向上策の推進
 - 2 関係機関との連携
 - (1)警察との連携
 - (2)児童相談所との連携
 - (3)庁内関係課との連携
 - 3 その他

第4章 学校におけるいじめの防止等のための対策

- 学校の取組**
- 1 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）

どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての方向性や取組の内容等を定める。
 - 2 いじめの防止等のための組織の設置（法第22条）

常設の組織として「学校いじめ対策委員会」を置く。
 - 3 いじめの未然防止に関する指針

規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。
 - 4 いじめの早期発見に関する指針

些細な事象も見逃さず積極的に認知する。
 - 5 いじめの対応に関する指針

速やかに組織的に対応する。
 - 6 いじめの解消に関する指針

いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」、「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要があることに留意して判断する。
 - 7 保護者・地域との連携

保護者、地域に、学校いじめ防止基本方針を周知する。
 - 8 学校評価による取組の検証

実態に即した対応が行われているか検証を行う。
 - 9 その他の留意事項

校内研修の充実、校務の効率化など

第5章 重大事態への対処

- 1 学校による調査

再発防止に向けて速やかに事実関係の調査を行い、教育委員会及びいじめを受けた児童生徒、保護者に対して適切な情報提供を行う。
- 2 教育委員会の対応

重大事態が発生した学校に対し、調査に関する指導・助言を行う。また、学校による調査では十分な結果が得られない等の場合に調査を行う。

調査結果を市長及び県教育委員会に報告する。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しても、適切な情報提供を行う。
- 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置（法第30条第2項）

市長は、重大事態への対処又は同種の事態の再発防止のために必要があると認める時は、川越市いじめ問題再調査委員会を設置し、再調査を行う。
- 4 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該事態への対処又は同種の事態の再発防止のために必要な措置を講ずる。

※重大事態

- ①自殺の企図
- ②身体に重大な障害
- ③金品等に重大な被害
- ④精神性の疾患発症
- ⑤相当の期間（30日）の欠席
- ⑥その他校長や教育委員会が認めるもの

第6章 いじめの防止等のための対策の検証

川越市いじめ問題対策委員会において、毎年度、川越市いじめの防止等のための基本的な方針にある、各施策の効果を検証し、川越市基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。